

任意継続被保険者の方へ

IQVIA グループ健康保険組合

## 任意継続被保険者制度改正のご案内

日頃は健保運営にご協力を賜り、ありがとうございます。

健康保険法改正により、任意継続被保険者の喪失事由について、任意の申し出による資格喪失が可能となりましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

## 記

## 1. 改正内容

任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を健康保険組合に申し出た場合、当該申し出が受理された日の属する月の末日が到来するに至った日の翌日から任意継続被保険者の資格を喪失するものとする。

(例)

○申し出が健康保険組合で受理された日                      令和 4 年 1 月 15 日  
○資格喪失日                                                              令和 4 年 2 月 1 日

## 2. 施行時期

令和 4 年 1 月 1 日

## 3. 参考

《任意継続被保険者資格喪失事由》

| 改正前                               | 改正後                                                                     |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ① 任意意継続被保険者となった日から起算して 2 年を経過したとき | ① 任意意継続被保険者となった日から起算して 2 年を経過したとき                                       |
| ② 死亡したとき                          | ② 死亡したとき                                                                |
| ③ 保険料を納付期日までに納付しなかったとき            | ③ 保険料を納付期日までに納付しなかったとき                                                  |
| ④ 被保険者となったとき                      | ④ 被保険者となったとき                                                            |
| ⑤ 船員保険の被保険者となったとき                 | ⑤ 船員保険の被保険者となったとき                                                       |
| ⑥ 後期高齢者医療の被保険者等となったとき             | ⑥ 後期高齢者医療の被保険者等となったとき                                                   |
|                                   | ⑦ <u>資格喪失を希望する旨を所定の申請書</u><br><u>(※1) を用いて保険者に申し出たとき</u><br><u>(※2)</u> |

(※1) 任意継続資格取得時に同封しております『任意継続被保険者資格喪失申出書』をお使いください。  
申請書は、当組合のホームページよりダウンロードが可能です。

(※2) 申出が受理された日の属する月の翌月 1 日で喪失になります。受理後の取り消しはできません。  
資格喪失後は、当組合の健康保険証は利用できません。資格喪失後 5 日以内に返却してください。

以上